

胸腹部臓器の 障害等級認定基準等の 改正について



労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に一定の障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害(補償)給付を支給することとしています。

障害の程度の判断にあたっては「障害等級表（労働者災害補償保険法施行規則別表第一）」に定めるいすれの障害に該当するかを認定する必要がありますが、そのための基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。

このたび、「胸腹部臓器」の障害に関して、障害等級表及び障害等級認定基準の一部が改正されました。

このパンフレットでは、今回改正された事項のポイントを解説しました。

なお、新しい基準は平成18年4月1日以降に治ゆしたものから適用となり、それ以前に治ゆしたものについては、従前の基準が適用されます。

1

障害等級表の一部改正について

障害等級表について、「ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの」を削除し、第13級を新設しました。

胸腹部臓器の障害に関する新たな障害等級表

障害等級	身 体 障 害
第 1 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第 2 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第 3 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第 5 級	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第 7 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 両側のこう丸を失ったもの
第 9 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 生殖器に著しい障害を残すもの
第 11 級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 13 級	胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

2

障害等級認定基準の改正について

医療技術の進展等を踏まえ、胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準を改正しました。

1 呼吸器の障害

呼吸機能に障害を残したものは、原則として、動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果により等級を認定します。

(1) 動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による障害等級

動脈血酸素分圧（※1）	動脈血炭酸ガス分圧（※2）	
	限界値範囲内	限界値範囲外
50Torr以下	第1級、第2級又は第3級（※3）	
50Torrを超える60Torr以下	第5級	第1級、第2級又は第3級（※3）
60Torrを超える70Torr以下	第9級	第7級
70Torrを超える		第11級

※1 動脈血酸素分圧とは、動脈血に含まれる酸素の圧力のことといいます。

※2 動脈血炭酸ガス分圧とは、動脈血に含まれる炭酸ガスの圧力のことといいます。

動脈血炭酸ガス分圧については、37Torr以上43Torr以下のものを「限界値範囲内」といい、それ以外のものを「限界値範囲外」といいます。

※3 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは第1級、随時介護が必要なものは第2級、それ以外のものは第3級に認定します。

(2) スパイロメトリーの結果及び呼吸困難の程度による障害等級

(1)の等級が次による等級を下回る場合には、次により等級を認定します。

スパイロメトリーの結果 (※1)	呼吸困難の程度(※2)		
	高 度	中等度	軽 度
% 1秒量≤35 又は %肺活量≤40	第1級、第2級 又は第3級 (※3)		
35<% 1秒量≤55 又は 40<%肺活量≤60		第7級	
55<% 1秒量≤70 又は 60<%肺活量≤80			第11級

※1 スパイロメトリーとは、スパイロメーターという器械を用いて呼吸気量を計測する検査のことをいいます。

※2 「呼吸困難の程度」は、次により区分します。

高 度	呼吸困難のため、連続しておおむね100m以上歩けないもの
中等度	呼吸困難のため、平地でさえ健常者と同様には歩けないが、自分のペースでなら1km程度の歩行が可能であるもの
軽 度	呼吸困難のため、健常者と同様には階段の昇降ができないもの

※3 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは第1級、随時介護が必要なものは第2級、それ以外のものは第3級に認定します。

(3) 運動負荷試験の結果による障害等級

(1)及び(2)による判定では等級に該当しないものの、呼吸機能の低下による呼吸困難が認められ、運動負荷試験の結果から明らかに呼吸機能に障害があると認められるものは、第11級に認定します。

2

循環器の障害

(1) 心機能が低下したもの

心筋梗塞、狭心症、心臓外傷等の後遺症状により心機能が低下したものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 9 級	おおむね 6 METs（※）を超える強度の身体活動が制限されるもの (例) 平地を健康な人と同じ速度で歩くのは差し支えないものの、平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動が制限されるもの
第 11 級	おおむね 8 METsを超える強度の身体活動が制限されるもの (例) 平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るという身体活動に支障がないものの、それ以上激しいか、急激な身体活動が制限されるもの

※ METs（メッツ）とは、安静座位の酸素摂取量（1 MET = 3.5ml/Kg/min）の何倍の酸素摂取量に当たるかを示す単位であり、運動・作業強度の単位として用いられる指標です。

(2) 除細動器又はペースメーカーを植え込んだもの

除細動器を植え込んだものは、第 7 級に認定します。また、ペースメーカーを植え込んだものは、第 9 級に認定します。

(3) 心臓の弁を置換したもの

房室弁又は大動脈弁を置換したもののうち、継続的に抗凝血薬療法を行うものは第 9 級に、それ以外のものは第 11 級に認定します。

(4) 大動脈に解離を残すもの

大動脈に偽腔開存型の解離を残すものは、第 11 級に認定します。

3

腹部臓器の障害

(1) 食道の障害

食道の狭さくによる通過障害を残すものは、第9級に認定します。

(2) 胃の障害

胃の全部又は一部を失ったことによる障害は、そのことによって生じる症状の有無により、次により等級を認定します。

障害等級	消化吸收障害 ※1	ダンピング症候群 ※2	胃切除術後逆流性食道炎 ※3
第7級	あり	あり	あり
第9級	あり	あり	なし
	あり	なし	あり
第11級	あり	なし	なし
	なし	あり	なし
	なし	なし	あり
第13級	なし	なし	なし

※1 「消化吸收障害」とは、胃の全部又は一部を切除したことにより、食餌が十分に消化されなくなるために起こるものです。胃の切除による消化吸收障害は、 BMI （体重（kg）を身長（m）の自乗で除した値）が20以下であることなどにより認定します。

※2 「ダンピング症候群」とは、胃の幽門部（胃の出口の部分）を切除したことにより胃の内容物が急速に腸に送られるため、食後にめまい、起立不能等の症状を生じるものをいいます。

※3 「胃切除術後逆流性食道炎」とは、胃の噴門部（胃の入り口の部分）を切除したことにより胃液等が食道へ逆流するため、食道に潰瘍等を生じ、胸焼け、胸痛等の症状を生じるものを行います。

(3) 小腸及び大腸の障害

ア 小腸を大量に切除したもの

小腸を大量に切除したものは、次により等級を認定します。

なお、小腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、「ウ 人工肛門を造設したもの」の等級により認定します。

障害等級	後遺症状
第9級	残存する空腸及び回腸の長さが100cm以下となったもの
第11級	残存する空腸及び回腸の長さが100cmを超えて300cm未満となったもので、消化吸収障害が認められるもの

※ 小腸を大量に切除したことによる消化吸収障害は、BMIが20以下であることなどにより認定します。

イ 大腸を大量に切除したもの

結腸のすべてを切除するなど大腸のほとんどを切除したものは、第11級に認定します。

なお、大腸を切除したことにより人工肛門を造設したものは、「ウ 人工肛門を造設したもの」の等級により認定します。

ウ 人工肛門を造設したもの

人工肛門を造設したものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第5級	小腸(又は大腸)内容が漏出することによりストマ(※1)周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ(※2)等の装着ができないもの
第7級	人工肛門を造設したもの(第5級に該当するものを除く。)

※1 ストマとは、人工肛門の排泄口のことをいいます。

※2 パウチとは、便を貯める袋(蓄便袋)のことをいいます。

エ 小腸(又は大腸)の皮膚瘻を残すもの

瘻孔から漏出する小腸(又は大腸)内容の量、及び小腸(又は大腸)内容が漏出することにより小腸(又は大腸)皮膚瘻周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等を装着することができないもの(以下「パウチ等による維持管理が困難であるもの」という。)の状態により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第5級	瘻孔から小腸（又は大腸）内容の全部又は大部分が漏出するものであって、パウチ等による維持管理が困難であるもの
第7級	瘻孔から小腸（又は大腸）内容の全部又は大部分が漏出するもの
	瘻孔から漏出する小腸（又は大腸）内容がおむね100ml／日以上のものであって、パウチ等による維持管理が困難であるもの
第9級	瘻孔から漏出する小腸（又は大腸）内容がおむね100ml／日以上のもの
第11級	瘻孔から少量ではあるが明らかに小腸（又は大腸）内容が漏出する程度のもの

皮膚瘻とは、組織の深い部分に形成された膿瘍が原因で皮膚の表面に通じている穴（皮膚に開口した瘻孔）のことをいいます。

オ 小腸(又は大腸)の狭さくを残すもの

小腸（又は大腸）の狭さくを残すものは、第11級に認定します。

- 小腸に狭さくがある場合は、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状を生じます。小腸に狭さくがあることは、単純エックス線像において小腸ケルクリングひだ像が認められることなどにより認定します。
- 大腸に狭さくがある場合は、腹痛、腹部膨満感等の症状を生じます。大腸に狭さくがあることは、単純エックス線像において、貯留した大量のガスにより結腸膨起像が相当区間認められることなどにより認定します。

カ 便秘を残すもの

用手摘便を要するものは第9級に、それ以外のものは第11級に認定します。

- 便秘を残すものについては、排便に関する神経の損傷があること、排便回数が週2回以下の頻度であること、恒常に硬便であることなどにより認定します。

キ 便失禁を残すもの

便失禁を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第7級	完全便失禁
第9級	常時おむつの装着が必要なもの
第11級	常時おむつの装着は必要ないものの、明らかに便失禁があると認められるもの

(5) 肝臓の障害

肝臓の障害は、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 9 級	肝硬変（ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST(GOT)・ALT(GPT)が持続的に低値であるものに限る。）
第 11 級	慢性肝炎（ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST(GOT)・ALT(GPT)が持続的に低値であるものに限る。）

(6) 胆のうの障害

胆のうを失ったものは、第13級に認定します。

(7) すい臓の障害

すい臓の障害は、次により認定します。ただし、軽微なすい液瘻を残したために皮膚に疼痛等を生じるものは、局部の神経症状として第12級又は第14級に認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 9 級	外分泌機能の障害と内分泌機能の障害の両方が認められるもの
第 11 級	外分泌機能の障害又は内分泌機能の障害のいずれかが認められるもの

外分泌機能とは、脂肪、蛋白、炭水化物を分解するための諸種の消化酵素を含んだ液（すい液）を産生する働きをいいます。また、内分泌機能とは、糖・脂質代謝に重要な機能を果たすインスリン、グルカゴンや消化管機能に重要な機能を果たすホルモンを分泌する働きをいいます。

(8) ひ臓の障害

ひ臓を亡失したものは、第13級に認定します。

(9) 腹壁瘢痕ヘルニア等を残すもの

腹壁瘢痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニアを残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 9 級	常時ヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの、又は立位をしたときヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの
第 11 級	重激な業務に従事した場合等腹圧が強くかかるときにヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの

4

泌尿器の障害

(1) じん臓の障害

じん臓の障害については、一側のじん臓を失った場合と失っていない場合に区分し、じん機能の低下の程度（糸球体濾過値（GFR）で判定）により等級を認定します。

	G F R 値			
	31ml/分 ／ 50ml/分	51ml/分 ／ 70ml/分	71ml/分 ／ 90ml/分	91ml/分 ／
じん臓を失った場合	第7級	第9級	第11級	第13級
じん臓を失っていない場合	第9級	第11級	第13級	—

※ GFR値は、小数点以下を切り上げた数値

(2) 尿路変向術を行ったもの

尿路変向術を行ったものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第5級	非尿禁制型尿路変向術を行ったもので、尿が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パッド等の装着ができないもの
第7級	非尿禁制型尿路変向術を行ったもの（第5級に該当するものを除く。）
	禁制型尿リザボアの術式を行ったもの
第9級	尿禁制型尿路変向術（禁制型尿リザボア及び外尿道口形成術を除く。）を行ったもの
第11級	外尿道口形成術を行ったもの

(3) 排尿障害を残すもの

排尿障害を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 9 級	残尿が100ml以上あるもの
第 11 級	残尿が50ml以上100ml未満であるもの
	尿道狭さくのため、糸状ブジーを必要とするもの
第 14 級 (準用)	尿道狭さくのため、尿道ブジー第20番が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるもの

(4) 尿失禁を残すもの

尿失禁を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 7 級	持続性尿失禁を残すもの
	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、終日パッド等を装着し、かつ、パッドをしばしば交換しなければならないもの
第 9 級	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、常時パッド等を装着しなければならないが、パッドの交換までは要しないもの
第 11 級	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、常時パッド等の装着は要しないが、下着が少しぬれるもの

(5) 頻尿を残すもの

頻尿を残すものは、第11級に認定します。

5

生殖器の障害

生殖器の障害については、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 7 級	両側のこう丸を失ったもの
	両側の卵巣を失ったもの
	常態として精液中に精子が存在しないもの
	常態として卵子が形成されないもの
第 9 級	陰茎の大部分を欠損したもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）
	勃起障害を残すもの
	射精障害を残すもの
	膣口狭さくを残すもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）
第 11 級	両側の卵管の閉塞又は癒着を残すもの、頸管に閉塞を残すもの又は子宮を失ったもの（画像所見により認められるものに限る。）
	狭骨盤又は比較的狭骨盤（産科的真結合線が10.5cm未満又は入口部横径が11.5cm未満のもの）
第 13 級	一側のこう丸を失ったもの（一側のこう丸の亡失に準すべき程度の萎縮を含む。）
	一側の卵巣を失ったもの

このパンフレットの内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局労災補償課までお問い合わせください。